

令和6年度 事業者向け食品表示研修会 ～食品表示における内容量について～

令和6年11月25日（月）

大阪府計量検定所

【計量法における商品量目制度の概要】

1. 正確な計量

- 法第10条 7

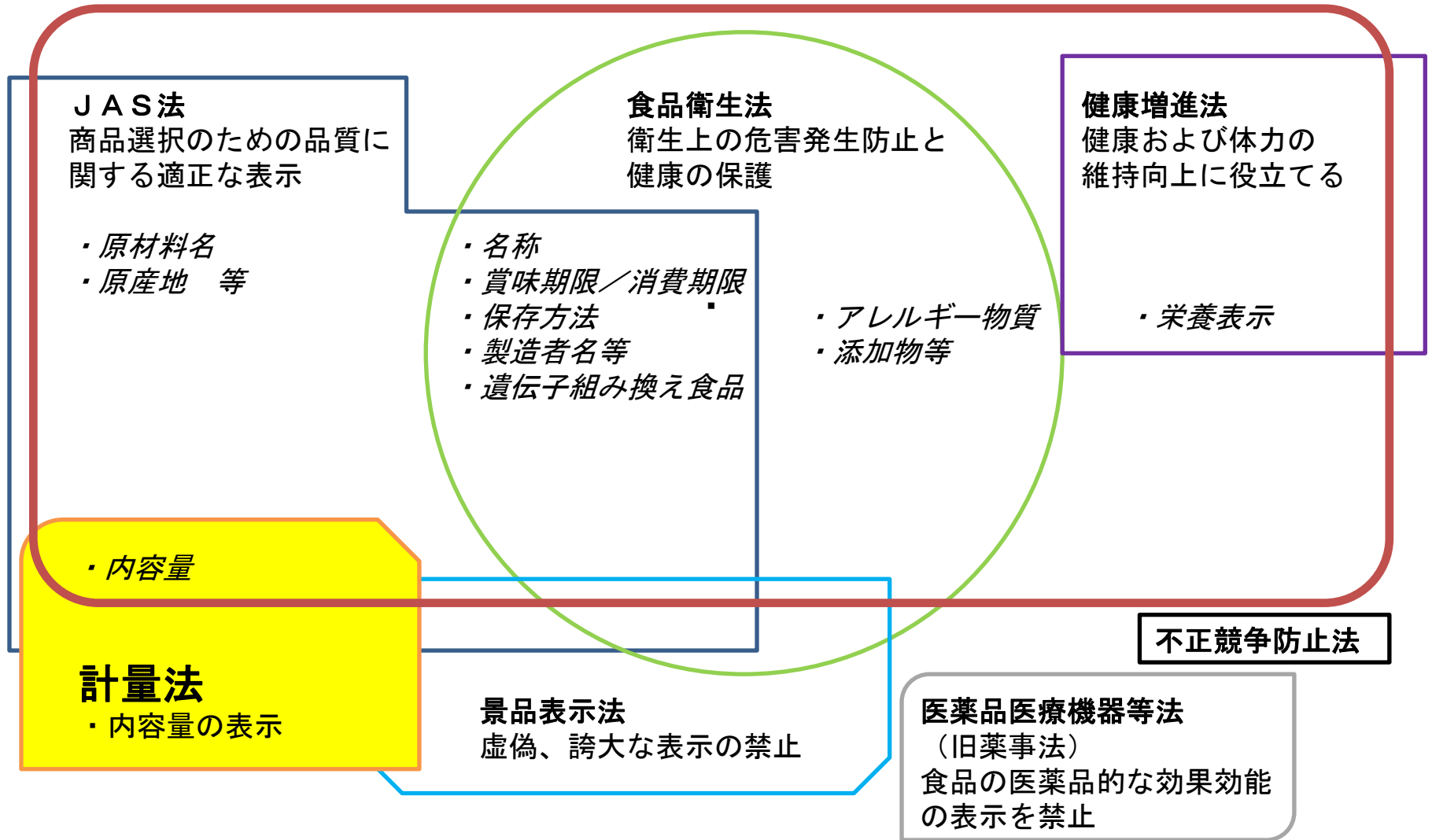
2. 商品の販売に係る計量

- 法第11条 11
- 法第12条 13
- 法第13条 22
- 法第14条 32
- 法第15条 33

物を「はかる」ことは、私たちの日常生活だけでなく、社会のあらゆる分野で行われている非常に重要な行為です。

「はかる」こと無しに、私たちの生活は成り立たないといっても言い過ぎではありません。計量法ではこの「はかる」行為のうち、主に計量による取引証明に関するものに規制を設け、正しい計量の実施を確保しています。これら規制のうち、特に商品の内容量についても適正な計量取引が行えるよう規制が定められていますので、その内容について説明します。

食品表示法 (H27. 4. 1 施行)



食品表示に係る法律の関係

従来、食品の表示は複数の法律の定めがあり、非常に複雑なものになっていました。

そのため、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の3法の食品表示に係る規定を一元化した「食品表示法」が平成25年に公布、平成27年4月に施行されました。

その中で、内容量表示については、計量法に定めがあり、商品の内容量については、国内で使用できる単位、また、身近な消費関連物資で流通の多い商品を特に「特定商品」と定められています。

計量法の体系図

大目的 . . .

経済の発展及び文化の向上に寄与

小目的 . . .

計量の基準の制定

正確な計量の実施の確保

方針 . . .

単位の統一

計量標準の
供給

正確な計量
器等の供給

適正な
計量の実施

自主的計量
管理の推進

法制度の
確公正執行

具体的
事項 . . .

正確に計量する義務

商品取引に係る量目規制

1. 正確な計量

1-1 法第10条

法第10条（正確にはかる努力）

商品をはかって量目で販売する者は、正確にその量目をはかるように努めること。

都道府県知事又は特定市町村の長は、適正な計量の実施の確保に著しい支障を生じていると認める時は、必要な措置をとるべきことを勧告することができ、勧告に従わなかったときは公表することができる。

解説

取引証明における正確計量の基本が定めてあります。一言で言えば、『計量して取引証明を行う時は正確に計りなさい』という大前提が定められています。

また、法律で定められている規定以外で不適正が生じた場合に、この規定が適用される場合もあります。

1. 正確な計量

1-2 法第10条が適用される例

例1

政令で定められている誤差

計量法では量目公差はマイナス側だけにしか定められていません。量目超過があった場合は規制の対象にはなりません。しかし、著しい量目超過は適正計量取引の観点からは問題があります。そこでこのような場合に、正確にはかる努力を規定した第10条を適用します。

例2

すべての商品を量目公差内ぎりぎりに計量していた場合、量目公差内であれば法的には罰則の適用はありません。しかし、計量する者が意図的に公差内ぎりぎりに計量しているような場合は、正確に計量する義務を怠っているとして、第10条を適用します。

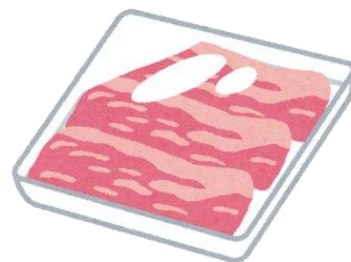
1. 正確な計量

1-2 法第10条が適用される例

正確に計量する義務と量目公差について

表（一）

表示量	誤差
5g以上 50g以下	4%
50gを超え100g以下	2g
100gを超え500g以下	2%
500gを超え 1kg以下	10g
1kgを超え25kg以下	1%



食肉
表示量：
200g

例えば食肉の場合、量目公差表は表（一）が適用されます。

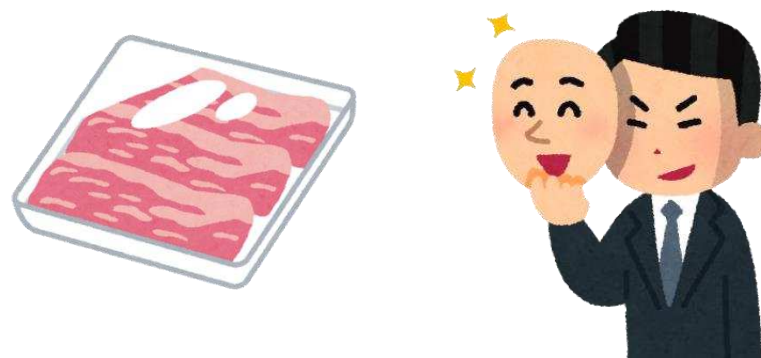
表示量200gの量目公差は200gの2%ですから△4gまでは量目公差内となります。

1. 正確な計量

1-2 法第10条が適用される例

正確に計量する義務と量目公差について

表 (一)		
表示量		誤差
5g以上	50g以下	4 %
50gを超え100g以下		2 g
100gを超え500g以下		2 %
500gを超え 1kg以下		10 g
1kgを超え25kg以下		1 %



しかし、量目公差を悪用し
全ての商品を**意図的に**△4 g
にすることは、**正確に計量す
る義務を怠っている**として法
第10条に抵触するおそれ
があります。

2. 商品の販売に係る計量

2-1 法第11条

法第11条（長さ等の明示）

長さ、質量又は体積の計量をして販売するのに適する商品の販売を行う者は、その長さ等を法定計量単位により示して販売するように努めなければならない。

解説

この規定は、計量して商品の販売を推進する規定です。

商品を計って計量する場合、購入者にその内容量がわかるように示して販売しなければなりません。しかし、計量して商品の販売以外を排除するものではなく、全ての商品を計量して販売することは適当でないため、努力義務として罰則の適用はありません。

2. 商品の販売に係る計量

2-1 法第11条 内容量を示す方法

例

- ① 対面販売の場合は購入者の見やすい場所に置いて、購入者の見ている前で計量する。
- ② 事前に計った商品であれば、プライスカード等に内容量を記載する。
- ③ 密封した商品については、包装容器等に内容量を記載する。
- ④ 商品の内容量や金額を記載したラベル等を商品に貼り付ける。



2. 商品の販売に係る計量

2-2 法第12条

法第12条（特定商品と量目公差）

政令で定められた商品（特定商品）を計量して販売する時は、政令で定められた誤差（量目公差）を超えないように計量しなければならない。

政令で定める商品 . . .

特定商品の販売に係る計量に関する政令 第1条（特定商品）

政令で定める誤差 . . .

特定商品の販売に係る計量に関する政令 第3条（量目公差）

2. 商品の販売に係る計量

2-2 法第12条 特定商品の基準

解説

特定商品を政令で定められた特定物象量を示して販売した場合、量目公差を超えないようにして販売しなければなりません。

特定商品とは計量単位により取引されることの多い消費生活関連物資であって、量目公差を課すことが適当と考えられるもの。基準に基づき29の商品群が定められています。（12条商品ともいいます。）

特定商品の選定基準

- ① 計量販売されることの多い消費生活関連物資である
- ② 消費者が合理的な選択を行う上で量目の確認が必要と考えられる
- ③ 量目を課すことが適当と考えられる



2. 商品の販売に係る計量

2-2 法第12条 量目公差

解説

商品を計量し販売する場合、商品の特性や販売状態等により、計量の結果が常に真実の量になることは困難であるといえます。

量目公差は避けられない誤差が生じた場合の法的な判断基準として定められており、量目公差は**不足の場合のみ適用**されます。

量目公差体系は商品の特性によって、①やや厳しい公差（質量）、②やや緩い公差（質量）、③体積販売の公差（体積）の3つがあります。

2. 商品の販売に係る計量

2-2 法第12条 特定商品と量目公差

特定商品と量目公差の一例

法第12条第1項の特定商品	特定物象量	量目公差	適用される上限
1. 精米及び精麦	質量	表(一)	25 kg
4. でん粉	質量	表(一)	5 kg
20. ソース、めん類等のつゆ、焼肉等のたれ及びスープ	質量 又は 体積	表(一) 又は 表(三)	5 kg 又は 5 L
21. 調理食品 (1) 即席しるこ及び即席ぜんざい	質量	表(一)	1 kg
(2) (1)に掲げるもの以外のもの	質量	表(二)	5 kg

2. 商品の販売に係る計量

2-2 法第12条 特定商品と量目公差

表(一)	
表示量	誤差
5g以上 50g以下	4%
50gを超え100g以下	2g
100gを超え500g以下	2%
500gを超え 1kg以下	10g
1kgを超え25kg以下	1%
主な特定商品	
精米及び精麦、でん粉 砂糖、香辛料、菓子類 食肉（鯨肉を除く）	

表(二)	
表示量	誤差
5g以上 50g以下	6%
50gを超え100g以下	3g
100gを超え500g以下	3%
500gを超え1.5kg以下	15g
1.5kgを超え10kg以下	1%
主な特定商品	
野菜（生鮮・冷蔵） 漬物、めん類、魚介類 海藻、調理食品	

表(三)	
表示量	誤差
5ml以上 50ml以下	4%
50mlを超え100ml以下	2ml
100mlを超え500ml以下	2%
500mlを超え 1L以下	10ml
1Lを超え25L以下	1%
主な特定商品	
しょうゆ及び食酢 飲料（医薬用以外） 潤滑油、灯油	

注) 5 g 又は 5 m l 未満は公差表は無いが、正確にはかるよう努めること。

2. 商品の販売に係る計量

2-2 法第12条 特定商品と量目公差

特定商品の販売に係る計量に関する政令 第3条

$$\text{誤差} = \text{表示量} - \text{真実の量}$$

特定商品の販売に係る計量に関する政令 別表第二 備考

$$\text{誤差率 (\%)} = \frac{\text{表示量} - \text{真実の量}}{\text{表示量}} \times 100$$

表示量 ・ ・ ・ 法定計量単位によりラベル等で示されたもの（内容量など）

真実の量 ・ ・ ・ 計量器で示された物象の量

2. 商品の販売に係る計量

2-2 法第12条 特定商品と量目公差

まとめ

量目公差が決まっているからといって、公差内であれば問題がないという意味ではありません。量目公差は避けられない誤差が生じた場合の法的な判断基準です。

- ◆ 量目公差は不足側だけ定めてあり、超過側はありません。
- ◆ 事前にパックして計る場合も、対面（面前）で計る場合も公差は同じ。
- ◆ 公差体系は商品の種類によって、①やや厳しい公差（質量）、やや緩い公差（質量）、③体積商品の公差の3つがあります。
- ◆ あくまでも正確にはからなければならない（正確にはかる努力）。
購入者から見れば1 gでも不足していれば量目不足と判断されます。

2. 商品の販売に係る計量

2-2 法第12条 量目公差の無い商品の基準

法第10条に係る正確な計量の基準として、ガイドラインにより基準が定められています。

ガイドライン・・・国を含めた全国の計量行政機関等によって構成される全国計量行政会議が発行しているもので、法律の運用を図る際の指針

(1) 真実の量が表示量を超える場合

量目超過の基準	
表示量 (g 又は ml)	誤差
5以上 50以下	5 (g 又は ml)
50を超え 300以下	10%
300を超え 1000以下	30 (g 又は ml)
1000を超えるとき	3%

2. 商品の販売に係る計量

2-2 法第12条 量目公差の無い商品の基準

(2) 特定商品以外の商品で、表示量が真実の量を超える場合

特定商品以外の商品で、不足の基準	
表示量 (g 又は ml)	誤差
5以上 50以下	8%
50を超え 100以下	4 (g 又は ml)
100を超え 500以下	4%
500を超え 1000以下	20 (g 又は ml)
1000を超えるとき	2%

(3) 特定商品であって、表示量が政令に規定する上限を超え、かつ、表示量が真実の量を超える場合

誤差は表示量の1%とする。

2. 商品の販売に係る計量

2-3 法第13条

法第13条（内容量表示義務）

政令で定められた特定商品を密封（商品を容器に入れ、又は包装して、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければ、当該物象の状態の量を増加し、又は減少することができないようにすること。）して販売する場合は、量目公差を超えないよう計量して、その包装容器に省令の定めるところにより量目を表記するとともに、表記した者の氏名や住所も併せて表記しなければならない。

政令・・・特定商品の販売に係る計量に関する政令 第5条

省令・・・特定商品の販売に係る計量に関する省令 第1条

2. 商品の販売に係る計量

2-3 法第13条 密封について

解説

13条商品ともいいます

特定商品のうち、特に政令で定められた商品を密封して販売する場合、その内容量を省令で定める方法に基づき包装容器等に表記するとともに、包装容器等に製造者の名称と所在地を表記することが義務付けられています。

「密封」の意義について法第13条第1項中に以下のとおり定められています。

- ・ 容器若しくは包装を破棄しないと内容量の増減ができない場合
- ・ 容器又は包装に付した封紙を破棄しなければ、内容量の増減ができない場合

「密封」とは包装等を破棄しなければ内容量を増減できない状態をいいます。密封の状態について計量法関係法令の解釈運用等に示されています。

2. 商品の販売に係る計量

2-3 法第13条 密封について

具体的には・・・

『缶詰』『びん詰』『木箱詰』『ラップ包装』（発砲スチロール製等の載せ皿をストレッチフィルム等で覆い、フィルム自体若しくはフィルムと皿が融着しているものに限る）などの状態を言う。

また、容器や包装紙に特別に貼り付けたシール等を破棄しなければ、内容量の増減ができないものも密封として取り扱われます。



2. 商品の販売に係る計量

2-3 法第13条 密封について

缶詰

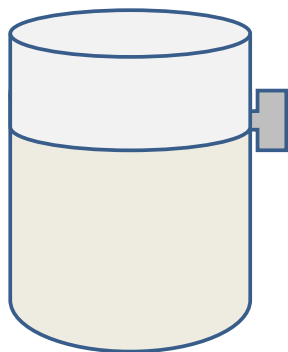


瓶詰



王冠若しくは
キャップが噛み
こんでいるもの
又は帯封のある
もの等

すず箔、合成樹脂、紙製等の容器詰



ヒート・シール、のり付け、ミシ
ン止め又はアルミニウム製ワイヤ
で巻き閉めたもの等

2. 商品の販売に係る計量

2-3 法第13条 密封について

木箱詰め又は樽詰め



釘づけ、のり付け、打ち込み
又はねじ込み蓋式のもの等

ラップ包装



発砲スチロール製の載せ皿を
ストレッチフィルム等で覆い
覆いフィルム自体又はフィルム
と皿が融着しているもの又は
包装する者が特別に作成した
テープで止めているもの

2. 商品の販売に係る計量

2-3 法第13条 密封について

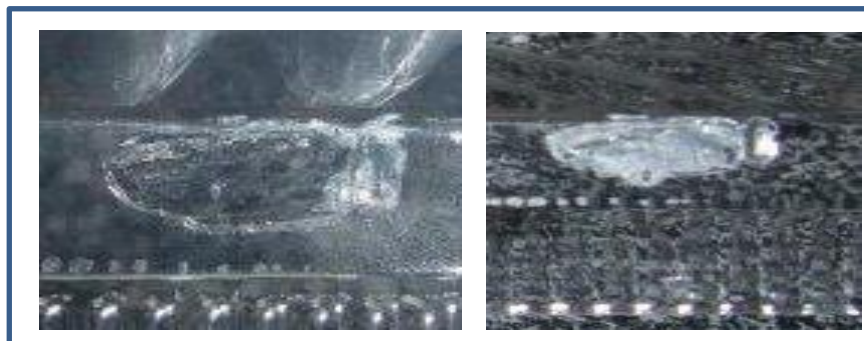


惣菜コーナーでよくみるフード
パック。密封？非密封？

開封してみると…

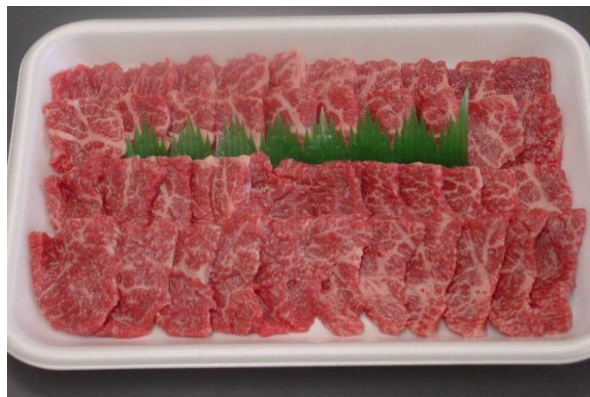


開封部分の融着している箇所が
破損して元の状態に戻らないの
で密封商品でした。

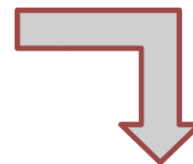
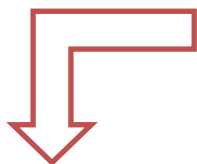


2. 商品の販売に係る計量

2-3 法第13条 密封について



正面からは
わかりませんが...



裏側には何も貼付されてい
ないので、非密封状態です。



裏側のラップが重なっている部分に
ラベルが貼付されているので、密封
状態です。

2. 商品の販売に係る計量

2-3 法第13条 密封について

紙袋、ビニール袋等の開口部を、ひも、輪ゴム、こより、針金、セロハンテープ、ガムテープ等により封をした程度のもの又はホッチキスで止めた程度のものは、密封ではない。



2. 商品の販売に係る計量

2-3 法第13条 内容量の表記

省令で定められた内容量を表記するときの注意点

①見やすい大きさ、色をもって表記する。

①～③ 特定商品の販売に係る計量に関する省令 第1条

②単位の記号は『k g』 『g』 『L』 『m l』 等規則で定められた記号を使うこと。

③量目の数字は〇〇, 〇〇〇 g 以上は、〇〇 k g と表すこと。

④その他、省令では定められていませんが、『内容量』 『正味量』 等の字句を添えること。

計量法関係法令の解釈運用等について

⑤『標準』 『約』 『ほぼ』 等の曖昧な表現は不可。

2. 商品の販売に係る計量

2-3 法第13条 内容量の表記

表記義務対象商品の例外・・・本数売り等について

特定商品	表記義務対象商品	特定物象量	量目公差	適用される上限
21. 調理食品 (1) 即席しるこ及び即席ぜんざい	1. 調理食品 即席しるこ及び即席ぜんざい	質量	表(一)	1 kg
(2) (1)に掲げるもの以外のもの	15. 左に掲げるもののうち、冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品及び缶詰及び瓶詰	質量	表(二)	5 kg

ガイドライン

冷凍食品、チルド食品及びレトルトパウチ食品のうち、軸付きコーン、うなぎの蒲焼き、焼きいも、冷凍みかん並びになまり節など本数売り、個数売り等で販売されている法第12条又は法13条の対象商品に対する法第15条（勧告等）の適用にあつては、商品特性及び取引慣行を考慮することができるものとする。

2. 商品の販売に係る計量

2-4 法第14条

法第14条（輸入商品の規制）

輸入の事業を行う者は、法第13条で規定された特定商品を輸入し、販売する時は、法第13条と同様の規制が適用される。

解説

輸入商品についても、量目の表記をし、量目公差内であり、輸入業者の氏名や住所も併せて表記しなければいけません。ただし、量目を表記する場合の単位はグラム、リットル等の法定計量単位でないといけません。法で定められた商品については、ヤード・ポンド単位を表記していても、法定計量単位が併記してあれば国内で販売できます。

計量単位規則第10条

2. 商品の販売に係る計量

2-5 法第15条

法第15条（勧告等）

量目公差を超えた商品を販売したり、内容量の表記義務を怠り、購入者の利益が害されるおそれがあると認められる時は、必要な措置をとるべくことを勧告することができ、また、勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表・命ずることができる。

解説

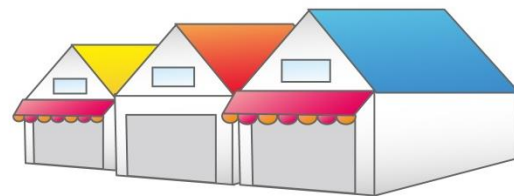
量目に関する不適正は、計量する者の知識のなさや、うっかりミスによることが多く、改善指導すれば、すぐに改善されることが多くあります。すぐに罰則を適用するのではなく段階的に行政指導する方が効果的であることも多いため、このような経過を経ながら処分を重くしていく方法が取られています。

2. 商品の販売に係る計量

2-5 法第15条 罰則等

法第173条

法第15条に基づく命令に違反したときは、50万円以下の罰金が科せられます。



量目制度概念図

正確な計量（法第10条）

商品をはかって量目で販売する時は、正確に計量するよう努めること

量目を示すこと（法第11条）

商品をはかって販売する時は、その量目を法定計量単位で示すこと

特定商品と量目公差（法第12条）

特定商品を計量して販売する場合は、量目公差を超えないようにはからなければならない。

内容量の表記義務（法第13条）

政令で定められた特定商品を密封して販売する場合は、包装容器に量目、氏名、住所を表記すること。

輸入商品の規制（法第14条）

特定商品を輸入し、販売する時は、量目公差を超えないよう計量し、量目、輸入業者の氏名、住所を表記すること。

特定商品分類

次頁からの表の見方

(計量行政室ホームページQ&Aより抜粋)

法第12条第1項の政令で定める特定商品 (政令第1条特定商品)	適用される特定物象量 適用される量目公差表 適用される量目公差の適用上限
網掛け ：密封に係る特定商品 (法第13条第1項の政令で定める 特定商品(政令第5条特定商品))	中分類、細分類

第1号 精米及び精麦

特定物象量 質量
 公差表 【1】
 公差適用上限 25kg

精米	国内産精米	水稲うるち精米、水稲もち精米、陸稲うるち精米、陸稲もち精米	
	外国産精米	うるち精米、もち精米	
	砕精米	国内産砕精米	砕うるち精米、砕もち精米、 その他の砕精米
		外国産砕精米	砕うるち精米、砕もち精米、 その他の砕精米
精麦	普通精麦	押麦、切断圧ぺん、切断無圧ぺん、精白麦	
	強化精麦	切断圧ぺん、その他の強化精麦	
	ばん砕麦		
	圧ぺん麦		

第2号 豆類（未成熟のものを除く。）及び あん、煮豆その他の豆類の加工品

(1) 加工していないもの 特定物象量 質量 公差表 【1】 公差適用上限 10kg	豆 類	大豆	国内産普通大豆、外国産普通大豆
		小豆	大納言小豆、普通小豆、その他の小豆
		いんげん	うずら、手亡、金時、とら豆、白花豆、大福、その他のいんげん
		えんどう	青えんどう、赤えんどう、その他のえんどう
		ささげ	金時ささげ、その他のささげ
		そら豆	
		緑豆	緑色緑豆、白色緑豆、その他の緑豆
		落花生	大粒落花生、小粒落花生、その他の落花生
		その他の豆類	ライマ、はっしょう豆、他

第2号 豆類（未成熟のものを除く。）及び あん、煮豆その他の豆類の加工品

(2) 加工品 特定物象量 質量 公差表 【1】 公差適用上限 5 kg	豆類 調製品	あん	生あん、ねりあん、乾燥あん
		煮豆	ゆであずき、おたふく豆、豆きんとん、その他の煮豆
		きな粉	
		ピーナッツ製品 (落花生油を除く)	ピーナッツバター、バターピーナッツ、いりさや落花生、いり落花生、その他のピーナッツ製品（塩ゆで落花生、他）
		その他の豆類の 調製品	はるさめ

第3号 米粉、小麦粉その他の粉類

特定物象量 質量
公差表 【1】
公差適用上限 10kg

粉 類	米 粉	うるち米粉	上新粉、その他のうるち米粉	
		もち米粉	白玉粉、もち粉、寒梅粉、みじん粉、その他のもち米粉	
	小麦粉	強力小麦粉、準強力小麦粉、薄力小麦粉、普通小麦粉、デュラムセモリナ、その他の小麦		
	雑穀粉	とうもろこし粉	コーングリッツ、コーンミール、コーンフラワー、その他のとうもろこし粉	
		そば粉		
		その他の雑穀粉		
	豆 粉	大豆粉、あずき粉、いんげん豆粉、その他の豆粉		
	いも粉			
	調製穀粉	プレミックス類（パン類ミックス、ケーキ類ミックス、調理用ミックス、その他のプレミックス類）、その他の調整穀粉		
	その他の粉類	こんにゃく粉、他に分類されない粉類（から揚げ粉、他）		

第4号 でん粉

特定物象量 質量
公差表 【1】 公差
適用上限 5 kg

でん粉	小麦でん粉	
	とうもろこしでん粉	
	甘しょでん粉	
	馬鈴しょでん粉	
	タピオカでん粉	
	サゴでん粉	
	片栗粉	
	その他のでん粉	

第5号 野菜（未成熟の豆類を含む。）及びその加工品（漬物以外の塩蔵野菜を除く。）

(2) 缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜ジュース 特定物象量 質量又は体積 公差表 【1】又は【3】 公差適用上限 5 kg又は5 L	野菜加工品	野菜缶・瓶詰	たけのこ缶・瓶詰（水煮、味付け）、アスパラガス缶・瓶詰、スイートコーン缶・瓶詰、グリーンピース缶・瓶詰、ふき缶・瓶詰、野菜ジュース（トマトジュースを除く。）缶・瓶詰、山菜類缶・瓶詰、その他の野菜缶・瓶詰（野菜スープ、他）	
		トマト加工品	トマトジュース類（トマトミックスジュース、他）、トマトピューレ、トマトペースト、トマトケチャップ、トマトソース、チリソース、トマト缶詰、トマトパウダー、その他のトマト加工品	
		野菜ジュース※		
(3) 漬物（缶詰及び瓶詰を除く。）及び冷凍食品 （加工した野菜を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限る。）	野菜漬物	ぬか漬類	たくあん漬、ぬかみそ漬、なすぬか漬、きゅうりぬか漬	
		しょうゆ漬類	ふくじん漬、割干漬、しば漬、朝鮮漬け（キムチ）、いんろう漬、その他のしょうゆ漬（きゅうりしょうゆ漬、のざわなしょうゆ漬、他）	

第5号 野菜（未成熟の豆類を含む。）及びその加工品（漬物以外の塩蔵野菜を除く。）

(3) 漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食品 (加工した野菜を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに 限る。) ※上記のうち、らっきょう漬以外の小切り又は細刻していない漬物を除く。 特定物象量 質量 公差表 【2】 公差適用上限 5 kg	野菜加工品	野菜漬物	かす漬類	なら漬、刻みなら漬、わさび漬、山海漬、その他のかす漬(きゅうりかす漬、他)
			酢漬類	千枚漬、はりはり漬、味付けらっきょう漬、しょうが漬、その他の酢漬
			塩漬類	のざわな漬、たかな漬、ひろしまな漬、はくさい漬、しその実・葉漬、花漬、つぼ漬、その他の塩漬
			みそ漬類	野菜みそ漬、山菜みそ漬、他
			からし漬類	
			こうじ漬類	べったら漬、その他のこうじ漬
			もろみ漬類	
			赤とうがらし漬類	はくさいキムチ、はくさい以外の農産物キムチ
その他の野菜つけ物	他に分類されない野菜漬物			

第5号 野菜（未成熟の豆類を含む。）及びその加工品（漬物以外の塩蔵野菜を除く。）

	野菜加工品	野菜冷凍食品	さといも、にんじん、ごぼう、だいこん、ほうれんそう、はくさい、キャベツ、しゅんぎく、アスパラガス、ピーマン、カリフラワー、れんこん、たまねぎ、芽キャベツ、ブロッコリー、ねぎ、かぼちゃ、軸つきコーン、ホールカーネルコーン、クリームコーン、えだまめ、そらまめ、グリーンピース シュガーピース、さやえんどう、さやいんげん、ワックスビーン、フレンチフライポテト、ポテトフライ、ボイルポテト、スイートポテト、混合野菜、つけ物、その他の野菜冷凍食品	
(4)(2)又は(3)に掲げるもの以外の加工品 特定物象量 質量 公差表【1】 公差適用上限 5kg		きのこ加工品	きのこ類 缶・瓶詰	マッシュルーム、えのきたけ、なめこ、しいたけ、まつたけ、その他のきのこ類缶・瓶詰
		乾燥野菜	フレーク及びパウダー	たまねぎ、にんにく、ねぎ、キャベツ、はくさい、にんじん、かぼちゃ、その他のフレーク及びパウダー
				スイートコーン
				かんぴょう
			だいこん	干しだいこん、割り干しだいこん、切り干しだいこん

第5号 野菜（未成熟の豆類を含む。）及びその加工品（漬物以外の塩蔵野菜を除く。）

(4) (2) 又は (3) に掲げるもの以外の加工品 特定物象量 質量 公差表 【1】 公差適用上限 5 kg		乾 燥 野 菜	山菜類	ぜんまい、わらび、その他の山菜類
			その他の乾燥野菜	かんしょ蒸し切り干し、かんしょ生切り干し、いもがら、他に分類されない乾燥野菜

第6号 果実及びその加工品（果実飲料原料を除く。）

(2) 漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食品(加工した果実を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限る。)	果実加工品	うめぼし	普通うめぼし、調味梅干し
		うめづけ	普通うめづけ、調味うめづけ
		その他の果実漬物	すもも酢漬、シロップづけ、他
		果実冷凍食品	
特定物象量 質量			
公差表 【2】			
公差適用上限 5 kg			
(3) (2)に掲げるもの以外の加工品	果実加工品	果実缶・瓶詰	かんきつ、もも、なし、りんご、さくらんぼ、パインアップル、くり、混合果実、びわ、いちご、いちじく、あんず、ぶどう、フルーツみつ豆、他に分類されない果実缶・瓶詰
		ジャム、マーマレード及び果実バター	いちごジャム、りんごジャム、あんずジャム、いちじくジャム、マーマレード、その他のジャム、マーマレード及び果実バター
特定物象量 質量			
公差表 【1】			
公差適用上限 5 kg			

第6号 果実及びその加工品（果実飲料原料を除く。）

(3) (2)に掲げるもの以外の加工品 特定物象量 質量 公差表 【1】 公差適用上限 5 kg	果実加工品	乾燥果実	干柿、干ぶどう、干バナナ、干パイナップル、干あんず、その他の乾燥果実
---	-------	------	------------------------------------

第7号 砂糖

特定物象量 質量
 公差表 【1】
 公差適用上限 5 kg

砂糖 砂糖のうち、細工もの又はすき間なく直方体状に積み重ねて包装した角砂糖以外のもの	分みつ糖	粗糖、精製糖（上白糖、中白糖、三温糖、グラニュー糖、白ざら糖、中ざら糖、液糖、その他の精製糖）、耕地白糖（ビート糖）、加工糖（氷砂糖、角砂糖、粉砂糖、顆粒糖、その他の加工糖）、その他の分みつ糖
	含みつ糖	黒砂糖、かえで糖、その他の含みつ糖

第8号 茶、コーヒー及びココアの調製品

特定物象量 質量
公差表【1】
公差適用上限 5kg

茶	不発酵茶	普通せん茶、玉緑茶、玉露茶、抹茶、番茶、ほうじ茶、その他の不発酵茶
	発酵茶	紅茶、その他の発酵茶
	半発酵茶	ウーロン茶、包種茶、その他の半発酵茶
	その他の茶	インスタント茶、茶のエクス・エッセンス及び濃縮粉、茶をもとにした調製品、ハーブ茶、他
コーヒー製品	ばいせんコーヒー豆、ひきコーヒー、インスタントコーヒー（ソリュブルコーヒー）、その他のコーヒー製品	
ココア製品	カカオマス、ココアケーキ、カカオ脂、ココア粉、その他のココア製品	

第9号 香辛料

特定物象量 質量
公差表【1】
公差適用上限 1 kg

香辛料のうち、破碎し、又は粉碎したもの

ブラックペッパー、ホワイトペッパー、レッドペッパー、シナモン（桂皮）、クローブ（丁子）、ナツメグ（肉ずく）、サフラン、ローレル（月桂葉）、パプリカ、オールスパイス（百味こしょう）、さんしょう、カレー粉、からし粉、わさび粉、しょうが、その他の香辛料

第10号 めん類

特定物象量 質量
公差表【2】
公差適用上限 5 kg

めん類のうちゆでめん又はむしめん以外のもの

めん類	生めん類	うどん類、日本そば類、中華めん類
	乾めん類	うどん類、日本そば類、そうめん類、中華めん類
	即席めん類	中華めん類、和風めん類、欧風めん類、スナックめん類
	マカロニ類	マカロニ、スパゲッティ、その他のマカロニ類
	その他のめん類	

第11号 もち、オートミールその他の穀類加工品

特定物象量 質量
公差表【1】
公差適用上限 5 kg

穀類加工品	アルファ化穀類（オートミール及びアルファ化米粉を除く）	
	米加工品（米菓・米飯類除く）	アルファ化米、もち、その他の米加工品（きりたんぽ、他）
	オートミール パン粉 ふ（麩） 麦茶	
	その他の穀類加工品	はと麦食品、ちくわぶ、他

第12号菓子類

特定物象量 質量
公差表【1】
公差適用上限 5kg

第12号菓子類のうち

- (1) ビスケット類、米菓及びキャンデー（ナッツ類、クリーム、チョコレート等をはさみ、入れ、又は付けたものを除くものとし、1個の質量が3g未満のものに限る。）
- (2) 油菓子（1個の質量が3g未満のものに限る。）
- (3) 水ようかん（くり、ナッツ類等を入れたものを除くものとし、缶入りのものに限る。）
- (4) プリン及びゼリー（缶入りのものに限る。）
- (5) チョコレート（ナッツ類、キャンデー等を入れ、若しくは付けたもの又は細工ものを除く。）
- (6) スナック菓子（ポップコーンを除く。）

第13号 食肉（鯨肉を除く。）並びにその冷凍品及び加工品

特定物象量 質量
公差表【1】
公差適用上限 5kg

生鮮肉類 (冷蔵又は冷凍 鮮肉を含むが 冷凍食品は除 く。)	牛肉	成牛肉、子牛肉、牛のくず肉
	豚肉及びいのしし肉	豚肉、いのしし肉、豚のくず肉
	馬肉	
	めん羊肉	成めん羊肉、子めん羊肉、めん羊のくず肉
	やぎ肉	成やぎ肉、子やぎ肉
	うさぎ肉	
	家きん肉	鶏肉（成鶏肉、ブロイラー）、七面鳥の肉、他に分類され ない家きん肉
	その他の生鮮肉類	内臓（製薬・工業用を除く。）、すじ（くず肉を含む。）、 他に分類されない生鮮肉（猟獣肉を含む。）

第13号 食肉（鯨肉を除く。）並びにその冷凍品及び加工品

特定物象量 質量
公差表【1】
公差適用上限 5kg

肉製品	加工肉製品	ハム類（単味ハム、プレスハム、混合プレスハム）、ソーセージ類（ソーセージ、混合ソーセージ）、ベーコン
	鳥獣肉の缶瓶詰（気密容器入りのもの）	牛肉（コンビーフ）、豚肉（ハム、ソーセージ、ベーコン、ランチョンミート、他）、鶏肉、その他の鳥獣肉の缶瓶詰
	鳥獣肉冷凍食品	牛肉、豚肉、羊肉、鳥肉、その他の鳥獣肉冷凍食品
	その他の肉製品	かすづけ肉、みそづけ肉、ペースト類（缶・瓶詰を含む。）、肉のエキス、肉のスープ、ミートジュース、他に分類されない肉製品（西京漬け、他）

第14号 はちみつ

特定物象量 質量
公差表 【1】
公差適用上限 5kg

はちみつ	粗製はちみつ
	精製はちみつ
	ロイヤルゼリー（医薬用品を除く。）

第15号 牛乳（脱脂乳を除く。）及び加工乳並びに乳製品（乳酸菌飲料を含む。）

(1) 粉乳、バター及びチーズ 特定物象量 質量 公差表 【1】 公差適用上限 5kg	粉乳	全粉乳、加糖粉乳、調製粉乳、脱脂粉乳、ホエイパウダー、バターミルクパウダー、アイスクリームミックスパウダー、その他の粉乳
	バター	無塩バター、加塩バター、バターオイル、その他のバター
	チーズ及びカード	ナチュラルチーズ、プロセスチーズ、その他のチーズ及びカード
(2) (1)に掲げるもの 以外のもの 特定物象量 質量 又は 体積 公差表 【1】又は【3】 公差適用上限 5kg 又は 5L	液状のミルク・クリーム	牛乳、加工乳、クリーム、ホエイ、バターミルク、乳飲料、その他の液状のミルク・クリーム
	練乳及び濃縮乳	加糖練乳、濃縮乳、無糖練乳、脱脂加糖練乳、その他の練乳及び濃縮乳
	はっ酵乳及び乳酸菌飲料	はっ酵乳（ヨーグルト等）、乳酸菌飲料

第16号 魚（魚卵を含む。）、貝、いか、たこその他の水産動物（食用のものに限り、ほ乳類を除く。）並びにその冷凍品及び加工品

<p>(1)生鮮のもの及び冷蔵したものと並びに冷凍品</p> <p>特定物象量 質量</p> <p>公差表【2】</p> <p>公差適用上限 5kg</p>	<p>冷凍魚介類 (冷凍食品を除く。)</p>	<p>にしん、いわし、まぐろ（びんながまぐろ、きわだ、くろまぐろめばち、みなみまぐろ、他）、かじき（くろかわかじき、しろかわかじき、まかじき、めかじき、ばしょうかじき、他）、さんま、ほっけいか類（するめいか、もんごういか、他）、かつお、さば、あじ、たら、ひらめ、かれい、たい、ぶり、さわら、さけ、ます、しいら、おひょう、めぬけ、メルルーサ、いかなご、にじます、貝柱、あさり、はまぐり、かき、たこ、えび類（たいしょうえび、くるまえび、他）、かに（けがに、ずわいがに、他）、さめ、食用かえる、すり身（すけとうだらすり身、ホキすり身、他）、たら卵、にしん卵、その他の魚卵、他に分類されない冷凍魚介類</p>
<p>(2)乾燥し、又はくん製したもの、冷凍食品（加工した水産動物を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り。）及びそばろ、みりんぼしその他の調味加工品</p> <p>特定物象量 質量</p> <p>公差表【2】</p> <p>公差適用上限 5kg</p>	<p>素干魚介類</p> <p>煮干魚介類</p> <p>水産物冷凍食品 (冷凍調理食品を除く。)</p>	<p>干かずのこ、たづくり、素干えび</p> <p>煮干いわし類（煮干いわし、しらす干）、煮干さば、煮干あじ、煮干こうなご、干貝柱、干ほたて貝柱、干いたや貝柱、干あわび、煮干えび（皮つき、むき）、干なまこ、煮干にしん、煮干かき、煮干わかさぎ、煮干貝類、圧搾煮干さんま、煮干いか、他に分類されない煮干魚介類</p> <p>いか類、貝類、えび類</p>

第16号 魚（魚卵を含む。）、貝、いか、たこその他の水産動物（食用のものに限り、ほ乳類を除く。）並びにその冷凍品及び加工品

	その他の加工魚介類	くん製魚介類	
		調味加工品	そばろ（たら又はたい、たら又はたい以外）、みりんぼし、食料魚粉、さきいか、うに加工品、うにあえもの、味付けかずのこ、その他の調味加工品（明太子、でんぶ（たら又はたい、たら又はたい以外）、フレーク、しょうゆづけ、他）
(3)(2) に掲げるもの以外の加工品 特定物象量 質量 公差表【1】 公差適用上限 5 kg	塩蔵魚介類 ※すべての魚卵が対象。	魚類の塩蔵品の他、塩かずのこ、塩たらこ、すじこ、いくら、キャビア、他に分類されない塩蔵魚介類	
	かん詰魚介類	水煮、トマトづけ、香辛料づけ、味付、油づけ、かば焼き、野菜煮、てり焼き、角煮、みそ煮、その他のかん詰	
	ねり製品	特殊包装かまぼこ類、蒸かまぼこ類、焼板かまぼこ類、揚かまぼこ、ゆでかまぼこ（はんぺん、なると、他）、特殊かまぼこ（風味かまぼこ（かに風味、ほたて風味）、他）、ハム・ソーセージ類（魚肉ハム・ソーセージ・ハンバーグ）、その他のねり製品	
	その他の加工魚介類	節類	いわし節、かつお節、そうだ節、まぐろ節、さば節、あじ節、さんま節、なまり節◎、その他の節
削り節類			
塩辛製品		かつお塩辛、いか塩辛、あみ塩辛、このわた塩辛、その他の塩辛製品	
水産物漬物		いわしぬかづけ、たらかすづけ、あこうだいあわづけ、このしろあわづけ、その他の水産物漬物（松前漬け、甘酢漬け、他）	

第17号 海藻及びその加工品

海藻及びその加工品のうち、生鮮のもの、冷蔵したもの、干し
のり又はのりの加工品以外のもの

特定物象量 質量
公差表【2】
公差適用上限 5kg

第18号 食塩、みそ

うま味調味料、風味調味料
カレールウ、食用植物油脂
ショートニング及びマーガリン類

特定物象量 質量
公差表【1】
公差適用上限 5kg

食塩	アジ塩、他
みそ	米みそ、豆みそ、麦みそ、調合みそ、その他のみそ
うま味調味料	グルタミン酸ソーダ、核酸系調味料、複合うま味調味料
調味料関連製品のうち	風味調味料
調味料関連製品のうち	カレールウ
食用植物油脂	精製油、サラダ油、オリーブ油、他
ショートニング	
マーガリン	(ファットスプレッドを含む。)

**第19号 ソース、めん類等のつゆ
焼肉等のたれ及びスープ**

**特定物象量 質量 又は 体積
公差表【1】又は【3】
公差適用上限 5kg 又は 5L**

ソース	ウスターソース類	ウスターソース、中濃ソース、濃厚ソース、 その他のウスターソース類
	ドレッシング	マヨネーズ、液状ドレッシング、その他のドレッシング（ ドレッシングタイプ調味料、サラダ用調味料、他）
	その他のソース	お好み焼きソース、たこ焼きソース、他
調味料関連製品のうち めん類等用つゆ		
調味料関連製品のうち 焼肉等のたれ		
スープ	乾燥スープ	コンソメ、ポタージュ、その他のスープ（中華スープ、和風 スープ、他）
	乾燥スープ以外のスープ	コンソメ、ポタージュ、その他の乾燥スープ以外のスープ （肉のスープ、野菜スープ、他）

第20号 しょうゆ及び食酢

**特定物象量 体積
公差表【3】
公差適用上限 5L**

しょうゆ	こいくちしょうゆ、うすくちしょうゆ、たまりしょうゆ、さいしこみしょうゆ しろしょうゆ、その他のしょうゆ	
食酢	醸造酢（米酢、かす酢、果実酢、他）	
	合成酢	

第21号 調理食品

(1) 即席しるこ及び即席ぜんざい 特定物象量 質量 公差表 【1】 公差適用上限 1 kg

(2) (1)に掲げるもの以外のもの 特定物象量 質量 公差表 【2】 公差適用上限 5 kg	調理食品	調理冷凍食品	フライ類及びあげもの類	水産物フライ類、コロッケ類、スティック類、カツ類、その他のフライ類及びあげもの類
			ハンバーグ ミートボール類	ハンバーグ、ミートボール、 その他のハンバーグ・ミートボール類
			シュウマイ ギョウザ類	シュウマイ、ギョウザ、春巻、ワンタン、 その他のシュウマイ・ギョウザ類
			肉及び卵の調製品	茶わんむし、卵焼、カレー、オムレツ、 ロールキャベツ、その他の肉及び卵の調製品
			米飯類	白飯、その他の米飯類
			めん類	
			ベーカリー製品 及び菓子類	パン生地、ピザパイ、まんじゅう、プリン、 ケーキ、その他のベーカリー製品及び菓子類
			その他の調理 冷凍食品	かばやき類、シチュー類、グラタン、 スープ類、ソース類、他に分類されない調理冷凍 食品（冷凍やきいも、他）

第21号 調理食品

(2) (1)に掲げるもの以外のもの 特定物象量 質量 公差表 【2】 公差適用上限 5kg	調理食品	チルド食品	ハンバーグ、ミートボール、ギョウザ、シュウマイ、春巻	
		レトルトパウチ食品	カレー及びハヤシ、パスタソース、まあぼ料理のもと、混ぜごはんのもと類及びどんぶりもののもと、シチュー、スープ、米飯類、食肉調理品（味付、油漬）、水産調理食品（味付、油漬）、その他のレトルトパウチ食品	
(2) (1) に掲げるもの以外のもの 特定物象量 質量 公差表 【2】 公差適用上限 5kg	調理食品	その他の調理食品	煮物類	煮魚、煮まめ、甘露煮、おでん、カレー、シチュー、ロールキャベツ、その他の煮物類
			焼物類	焼肉、焼豚、焼鳥、玉子焼、オムレツ、うなぎ蒲焼、グラタン、ハンバーグ、その他の焼物類
		缶詰		
		瓶詰		
		炒め物類	野菜炒め、きんぴら、焼きそば、その他の炒め物類	
		揚げ物類	コロッケ、トンカツ、天ぷら、からあげ、魚フライ、串あげ、春巻、その他の揚げ物類	
		蒸し物類	ぎょうざ、しゅうまい、茶わん蒸し、その他の蒸し物類	
	和え物類	野菜サラダ、ポテトサラダ、マカロニサラダ、酢の物、マリネ、その他の和え物類		

第21号 調理食品

(2)(1)に掲げるもの以外のもの 特定物象量 質量 公差表 【2】 公差適用上限 5 kg	調理食品	その他の調理食品	米飯類	弁当、おにぎり、寿司、白飯、赤飯、ピラフ、チャーハン、スパゲッティ、お好み焼き、肉まん、あんまん、その他の米飯類
		缶詰 瓶詰	他に分類されない調理食品	塩ゆでの枝豆、そら豆、とうもろこし、ギョーザの具、調理したメンマ、他

第22号 清涼飲料の粉末

つくだに、ふりかけ並びにごま塩
洗いごま、すりごま及びいりごま

特定物象量 質量

公差表 【1】

公差適用上限 1 kg

清涼飲料の粉末、つくだに（野菜つくだに、つくだに肉、水産物つくだに、こんぶつくだに、のりつくだに）、ふりかけ並びにごま塩、洗いごま、すりごま及びいりごま

第23号 飲料（医薬用のものを除く。）

(1)アルコールを含まないもの 特定物象量 質量又は体積 公差表 【1】又は 【3】 公差適用上限 5kg又は5L	アルコールを含まない飲料	飲料水	鉱水、その他の飲料水（炭酸水、他）		
		清涼飲料	発泡性飲料	炭酸水（砂糖、その他の調味料及び香料を加えないもの）、コーラ炭酸飲料、透明炭酸飲料、果汁入り炭酸飲料、果実着色炭酸飲料、乳類入り炭酸飲料、その他の発泡性飲料	
				非発泡性飲料	果実飲料
			果粒入り果実飲料		
			着香飲料		
			着香シロップ		
			牛乳又は乳製品から造られた酸性飲料		
			コーヒー飲料		
			茶系飲料		緑茶、紅茶、ウーロン茶
			豆乳類	豆乳、調製豆乳、豆乳飲料	
その他の非発泡性飲料					

第23号 飲料（医薬用のものを除く。）

		その他のアルコールを含まない飲料	
(2) アルコールを含むもの 特定物象量 体積 公差表 【3】 公差適用上限 5 L	アルコールを含む飲料	ビール	
		果実酒	ぶどう酒、発泡性を有しない果実酒、発泡性を有する果実酒
		穀物を原料として発酵させた飲料（ビールを除く。）	清酒、発泡酒、濁酒、その他の穀物を原料として発酵させた飲料
		蒸留酒	しょうちゅう、ウイスキー、ブランデー、ジン、ラム、ウォッカ、エチルアルコール、その他の蒸留酒
		その他のアルコールを含む飲料（医薬用を除く。）	みりん、合成清酒、白酒、リキュール、他に分類されないアルコールを含む飲料

内容量の間違いやすい表示

実際にあった間違いやすい表示

商品：餅（密封商品）



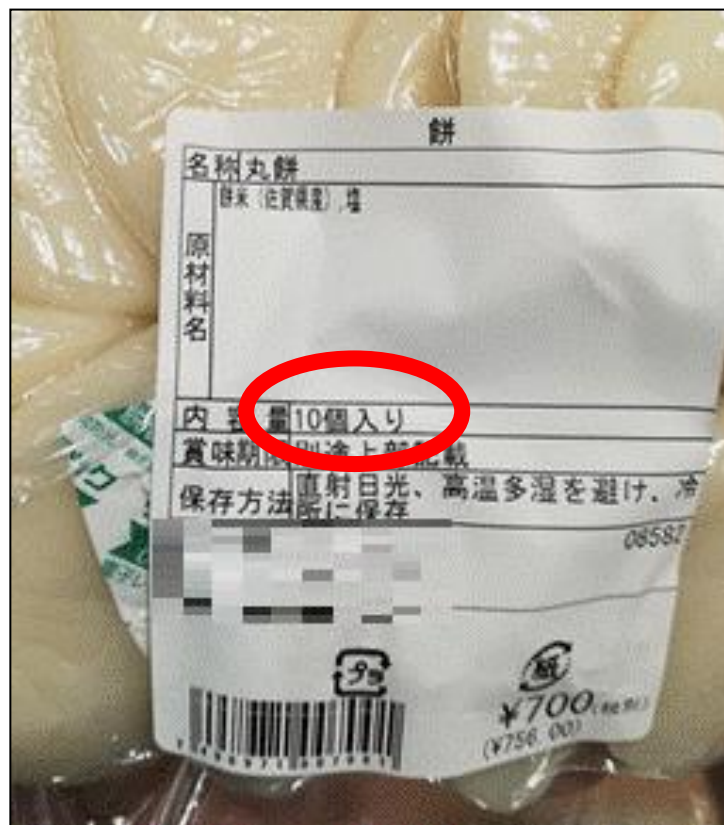
表面



裏面

実際にあった間違いやすい表示

商品：餅（密封商品）



「餅」は、特定商品分類第11号に該当し、密封して商品を販売する場合は、内容量表示において、質量表記が必要となります。

よって、**個数表記は不可**となります。

裏面

実際にあった間違いやすい表示

商品：大豆（密封商品）



実際にあった間違いやすい表示

商品：大豆（密封商品）



「大豆」は、特定商品分類第2号
(1) 加工していないものに該当し、
内容量表示において、質量表記とな
ります。

この場合「北海道産つるの子大豆
(2合)」と表記されており、**非法定
計量単位により質量表記がされてい
るため、不可となります。**

質量であれば、単位の記号は
『kg』『g』等規則で定められた
記号を使うこととなります。

実際にあった間違いやすい表示

商品：焼肉のタレ（密封商品）



表面



裏面

「焼肉のたれ」は、特定商品分類第19号に該当します。
この商品を密封して販売する場合は、**容器、包装に内容量を表記する義務があります**が、**容器の表面、裏面に表記がありませんでした。**

※食品表示法においても一部不適切な表示です。